

広島県企業局告示第二号

広島市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託を廃止する規約を次のように定めた。

令和三年十二月二十七日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

**広島市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託に関する規約を
廃止する規約**

広島市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託に関する規約（昭和五十七年六月一日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和四年一月一日から施行する。